令和８年９月９日

魚沼市議会議長　志 田　　貢　様

総務委員会
委員長　大桃　俊彦

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

１　調査事件名　（１）所管事務調査
（２）閉会中の所管事務等の調査について
（３）その他

２　調査の経過　９月９日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、第５次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について、令和８年度総合防災訓練の実施について、令和９年４月からの旅費制度について及び魚沼市空家等対策計画の改定について、執行部から説明を受け質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、新年度予算に対する予算措置の希望について委員長から連絡があった。

総務委員会会議録

1　審査事件

（１）請願第４号　　非核三原則を将来にわたって堅持することを求める請願

（２）議案第 83 号　　魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

（３）議案第 84 号　　魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

（４）議案第 87 号　　市有財産の処分について（土地及び建物・堀之内地内）

2　調査事件

（５）所管事務調査

①第５次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について

②令和８年度総合防災訓練の実施について

③令和９年４月からの旅費制度について

④魚沼市空家等対策計画の改定について

（６）閉会中の所管事務等の調査について

（７）その他

新年度予算に対する予算措置の希望について

3　日　　時　　令和８年９月９日　午前 10 時

4　場　　所　　本庁舎３階　委員会室

5　出席委員　　こめたろう、横山正樹、星野みゆき、大桃俊彦、高野甲子雄、森島守人
（志田　貢議長）

6　欠席委員　　なし

7　参 考 人　　原水爆禁止魚沼市協議会　代表　住安孝夫

8　紹介議員　　高野甲子雄

9　説 明 員　　内田市長、桑原総務政策部長、浅井総務政策部副部長、中村総務人事課長、五十嵐企画政策課長、青柳防災安全課長、橘管財課長

10　書　　記　　坂大議会事務局長、田口議事調整係主任

11　経　　過

開　　会（10：00）

大桃委員長　　定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。早速ですが、本委員会に付託されました議案について審議願います。

（１）請願第４号　　非核三原則を将来にわたって堅持することを求める請願

大桃委員長　　それでは日程第１、請願第４号　非核三原則を将来にわたって堅持することを求める請願を議題といたします。請願者から、魚沼市議会委員会における請願者又は陳情者の趣旨説明に関する要綱第３条及び第４条の規定により、事前に趣旨説明の申出書が提出されていますので当委員会として趣旨説明を認めることでよろしいか、皆さんにお諮りいたします。本請願を審議するにあたりまして、請願者から意見を聞くことについて、皆さん御異議ありませんか。（異議なし）異議がありませんので、請願者の趣旨説明を認めます。それでは、請願者であります原水爆禁止魚沼市協議会代表、住安孝夫様は指定の席にお着きください。よろしくお願いします。なお、念のために申し上げますが、請願者は委員長の許可を得て発言をお願いします。委員は請願者に対し請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願者は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、御了承願いたいと思います。また、発言の内容は簡潔にするものとし、請願の趣旨説明であるため、この請願の範囲を超えることはできませんので御了承願います。

それでは、請願者であります原水爆禁止魚沼市協議会代表、住安孝夫様に趣旨説明を求めます。

住安参考人　　それでは、請願者として発言の機会を与えられましたので、趣旨説明をさせていただきます。既に請願書についてはお読みいただいたかもしれませんが、請願書をまず朗読して趣旨説明に代えたいと思います。

非核三原則を将来にわたって堅持することを求める請願。請願の趣旨、広島・長崎の原爆被害者を先頭に、核兵器の廃絶を求める人々の運動は国際世論を動かし、戦場で核兵器が再び使用されることを長期にわたって阻止してきました。2024年のノーベル平和賞受賞は、そのことが評価された結果であると考えられます。国連においては、2017年、核兵器禁止条約が総会で122か国の賛成で採択されました。同条約は、2021年に50か国以上の批准により発効し、現在では75か国に達しています。核兵器のない世界を求める世界中の人々の悲願が、国際政治の場でこのような形で具体化してきたことは、画期的な出来事であると言えましょう。我が国は、世界でただ一つの核兵器被爆国として、核兵器禁止を目指す動きの先頭に立って世界をリードする役割が期待されており、核兵器を作らず、持たず、持ち込ませずの非核三原則を国是として国会でも決議して、今日まで歩みを続けてきました。

しかし、核兵器を保有する一連の大国は、核兵器禁止条約を無視し、自ら戦争を起こし、場合によっては核兵器の使用をほのめかすなど、世界の平和を乱す行動をしています。

このような情勢の下で、我が国が平和国家としての立場と役割を貫けるかどうかが問われていますが、高市首相は国是である非核三原則を今後とも堅持することについて名言す

ることを避けています。一部報道によれば、首相は非核三原則の見直しを検討中とも言われます。

このようなことが事実であれば、核なき世界を望む平和の世論への逆行であり、平和国家としての我が国の基本的な立場にも反すると言わなければなりません。核兵器によって戦争を防ぎ平和を守るというのは幻想であり、国家間の核兵器増強競争はやがて大規模な核戦争と人類の破滅につながらざるを得ません。

よって日本政府は、非核三原則を今後とも堅持して国家の運営に当たられるよう強く要望し、次のことを請願します。

請願事項、地方自治法第99条に基づき、非核三原則の堅持を求める意見書を議決し、政府に提出してください。こういう趣旨であります。

なお、一言付け加えさせていただきますが、我が魚沼市も非核平和宣言の都市となっております。これは御承知のように、合併５周年の年、2009年でありますが、その記念式典の際に当時の市長がこの宣言を発表されたわけですけれども、その魚沼市非核平和都市宣言の文書、既に御承知かと思いますが、そこにはこういうことが書いてあります。

世界の恒久平和と安全確保は、私たち人類共通の願いです。広島・長崎の惨禍による被爆者をはじめ、諸国民の核兵器廃絶の切なる願いにかかわらず、核の拡散や使用の危険性は高まり、人類の破滅を招く核戦争さえ危惧されています。私たちは、先人から受け継いだ緑豊かな自然と貴重な財産を次世代に引き継ぐ歴史的な使命と、世界唯一の被爆国民として平和憲法の理念を遵守し、非核平和を実現する責務があります。魚沼市は、非核三原則の遵守と核兵器の廃絶を求め、世界の恒久平和維持への願いを込め、ここに非核平和都市を宣言します。このような宣言が行われているわけです。

県内の、100％かどうかちょっと分かりませんが、ほとんどの市町村がこの非核平和都市宣言を行っているわけでありますが、もし万一、国の非核三原則が変更されるとか、廃止されるとかということになりますと、それぞれ各市町村が宣言している平和都市宣言が変更を迫られるということにならないとも限りません。このようなことにならないように、ぜひひとつこの請願を採択していただいて、政府に文書を上げていただきたいということを切なる願いとして申し上げ、発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

大桃委員長　　大変どうもありがとうございました。これから、請願者である原水爆禁止魚沼市協議会代表の住安孝夫様に対しまして質疑を行います。皆さんから質疑はございませんか。

星野委員　　丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございました。唯一の被爆国として、核兵器廃絶を願う思いは同じであります。しかしながら、今、日本を取り巻く安全保障環境は劇的に変化しております。核兵器を保有する周辺国の軍事力は増強され、ミサイル能力は飛躍的に進化し、我が国への脅威は現実のものとなっております。将来にわたって国民の生命と平和な暮らしを守るためには、正直このままで本当によいのか、分かりません。平和主義の理念に固執してしまっているようにも感じられるこの請願が、真に国民を守るための具体策になり得るのかの見解を求めます。

住安参考人　　核兵器が平和を守るためには必要ではないかという議論が世の中に広くあることは承知していますけれども、過去の人類の歴史を見ますと、いわゆる進んだ兵器、従来よりも多くのものを破壊し、従来の兵器よりもたくさんの人を殺せる、そういう新兵器が

発明されたりすると、必ずそれは戦争に使われてきました。殺傷能力が非常に優れているけれども、戦争にはついに使われなかったという例はありません。核兵器も同じでありまして、発明された途端に一月もたたないうちに広島・長崎で使われたということは御承知のとおりです。しかし、その後80年以上、広島・長崎に続いて核兵器が使われるということがなくて今日に至ったということは、考えてみれば、歴史上でもこういうことは過去にはあまりなかったなと思うほど不思議なことでもあるわけですが、これはやっぱり世界の世論がこれを抑えてきたと。使いたいと思ったことは、恐らく各国の指導者の中には何人もいると思うのですが、しかしそれをさせないできたということは、やはり核兵器というものはなくさなくてはならんものだと、こういう考えが広く世界の人々のものになったということだと思います。

確かに核兵器を持っていれば、相手の国はなかなか攻めることをちゅうちょする、そういうことは効果としては一時的にあります。しかし、それはやがて、核兵器を持たない国は俺たちもやっぱり持たなければならないという考えにつながって、最後には世界中のほとんどの国が核兵器を持ってにらみ合う、そうなれば必ずもっと大きな大戦争が起こって人類が破滅するということにつながる。そういう核兵器がある限り、そういう方向に進むことが十分に考えられるということを考えると、核兵器はなくす以外に方法はない。核兵器をなくす以外に、人類の破滅の危機から救う方法はないと私は考えております。ちょっと長くなってすみません。

星野委員　　次の質問ですけれども、このような請願は通常ですと近隣市町村の議会にも同様に提出されるのが通例なのかなと思われるのですけれども、そうではなくうちの市のみ、この辺ですと魚沼市だけのようであるのですけれども、その辺は何か理由があったのでしょうか。お聞かせください。

住安参考人　　私はほかの市町村の、このたびの非核三原則の問題での決議状況をよく分からなくて、把握していません。たった一つ、新潟市が似たような非核三原則の堅持を求める請願というのを出して、これが採択されたということだけは聞いています。ただ、私は参考までに新潟市議会が採択したという請願書を取り寄せて読んでみましたけれども、趣旨はもちろん根本的には私も賛同できるのですけれども、どうもあんまり文章がぱっとしない。原水爆禁止運動というのは、それぞれの地域に原水協という組織がありますので、魚沼市もありますので、独自性というものが当然あるわけです。どうしても全国の日本原水協の言うことを聞かなくてはならんというわけでもないし、県の原水協の言うことを聞かんくてはならんわけでもないので、独自の立場で請願を出そうということを相談して決めて、提出したわけです。以上です。

森島委員　　先輩であります住安議員におきましては、大変御苦労様でございます。

今ほど魚沼市の都市宣言について、特に非核平和都市宣言について、住安さんからお話がございました。魚沼市も合併以降、６つの都市宣言をしているわけであります。その１つが非核平和都市宣言ということになろうかと思います。そういう中で、私はこの請願というものは、非常に慎重に取扱いをすべき請願であることを、冒頭に申し上げさせていただきたいと思っております。

そうした中で、何点か質疑をさせていただきたいと思っております。この請願の後段にあります、高市首相は非核三原則を今後とも維持することについて明言することを避けて

います。一部報道によれば、首相は非核三原則の見直しを検討中とも言われている、という、何をもってそのようにこの請願に書かれたのか。報道だと言われればそのままですけれども、報道とは言いながら、請願者である以上、やはりこういう明記をしたというのは何らかの考えがあって明記をしたと私は考えるわけでありますけれども、その点、住安さんからお答えをいただければと思います。

住安参考人　　高市首相は、非核三原則を見直すということは、首相になる前の議員の時代には主張してきました。しかし、首相になってからはそのことについて、非核三原則を変えるとか、廃止するとかというようなことは言っていません。

広島で先日平和祈念式典があったとき、高市首相もそこで発言をしていますが、非核三原則を我が国は堅持しておりますという言い方をしています。つまり現状は、我が国の非核三原則はそのまま行われていると、こういうことを表明というか、説明というか、されています。しかし、記者会見のときに記者団から、今後について堅持し続ける、そういう方針はどうなのかと、そういう質問がされました。それについては、今後も高市内閣として堅持しますということは、そのときばかりじゃなくてほかの場でもそうですけれども、どの場でもそのようなことを言明することを避けておられます。ということは、非核三原則を修正するとか、廃止するとか、とにかく今のままでない形にするということを選択肢としては考えているということは明白であると判断ができます。そういう点では、いろいろな点から考えて、高市首相が、これは昔からのあの人の信念でもあるわけですから、当然今後そのような検討が行われるということは間違いないと判断をいたしました。

森島委員　　1,790余りの自治体があるかと思うのですが、その中で新潟県議会では、昨年、否決をされたと私は思っております。そしてまた、今ほど高市首相はそれは明言をしていないということは、昨年の予算委員会でもそういう質問に対して非核三原則は守るんだというような答弁をしたと私は記憶をしているところであります。そうした中で、私は、非核三原則は持たず、作らず、持ち込ませずという日本の基本方針であろうかと思います。これは佐藤栄作総理から始まったことでありまして、これは憲法や法律の条文そのものではなくて、政府の政策原則と国会決議に支えられた政治的原則として取り扱われているものだと私は思っております。時の総理はやはり慎重にやっているということですので、高市総理は明白だというのは少し私は極論過ぎるのではないのかなと思っております。

そこで、長くなりますけれども、質疑をさせていただきますが、核拡散防止条約に加盟している我が日本にとっては、非核三原則は大事なことだと私も思っております。そして、私も平和主義であります。誰もが戦争を望むことはあり得ない、誰もが平和主義であると思っております。請願者がそこまでこの請願をかき立てるものというのは何なのか、お聞かせ願いたいと思います。

大桃委員長　　答弁を求めます。

住安参考人　　首相補佐官の中にも、核武装を主張する人がいて話題になったことがあります。先ほども申しましたように、高市首相自身がそういう考えを表明してきた人でありますから、非核三原則が変えられることを心配しているのが杞憂に終われば、それはもちろん幸いです。心配するほどのことはなかったという結果になれば、これに越したことはありませんが、しかし検討課題になろうとしていることが様々な兆候から伺われます。したがって念のため、よもやこの国是が変えられるようなことに万が一にもならないように、そう

いう趣旨で請願をさせていただきました。

森島委員　　確かに国是というのは国家の政治上の方針だと私は先ほども述べたとおりであります。そうした中で、今、特に東アジアといいますか、台湾問題、あるいはロシア、北朝鮮という問題があることは私は承知はしております。そういう中で、今日本の防衛というのはやはり見直すべきというのも一つの国民の声であると私は理解をしております。

そういう中で、日本は自国で核兵器を持たない一方で、同盟国である米国、アメリカの核の抑止力によって、ある意味安全保障が保たれていると私は思っております。戦後81年、日本は被爆国でありますし、そして何よりも先人の努力と、外交の手腕、対話によってこの平和を保っていることを私は忘れてはならないと思っております。

私は、核兵器に反対をしながら、核抑止力に頼るのは矛盾ではないかと思います。その点、今後こういうことが論点になって、もっと議論を重ねて、こういう請願に私はなってくるべきであろうと思っております。特に、近年の安全保障環境の変化で、先ほど言いましたアジアにおけること等をまず注視をしながら、そして私たちはやはりこういう請願に対しては国防も含めて国や国民の声をもっとよく議論をしながら、私は慎重にすべきだと、再度そのことについてお願いをしたいと思います。

住安参考人　　慎重さが必要だというお話だと思いますが、非核三原則が揺らぐことのないように、本当は委員のおっしゃるようにもう少し事態がはっきりしてから、それまでは議論をしていて、いよいよ必要だという、そういうときに請願をすればいいのではという、恐らくそういう御趣旨だと思うのですけれども、まさに慎重に、非核三原則が変えられることに万一にもならないように、そういう慎重さで、用心深さと言いましょうか、そういう意味で請願を出させていただいたわけですが、アメリカの核の傘の下にあったおかげで、核兵器のおかげで日本の平和が保たれているという考え方は、それは間違っていると思います。我が国が戦後八十数年間、平和な国として暮らしてこられたのは、これは諸外国から、日本はほかの国を攻撃するような国ではなくて平和な国だと宣言もしているわけですから、そういうふうに見られて平和国家だから日本を攻めようなどということを考える国がなかった。その点は今後も続けていかなきゃならんことでありまして、ここへ来て核兵器についての政策を変えるとか、核問題についての見方を、立場を変えるとか、そういうことを絶対にすべきではないと考えています。以上です。

森島委員　　私は長くなりますのでこれで最後にいたしますが、誰もが平和を守るというのが議員でもありますし、国会議員、県議会議員も皆同じだと思います、国民も。特に国民主権、あるいは基本的人権、そして平和主義が、これが日本が持っている唯一の私は強いものだと思っています。ですので、慎重にというのは、少しお互いの理解度が違う、考え方が違うのだなと私は住安さんの今の意見を聞いてそう感じました。これ以上、ここで議論をしても前に進みませんので以上とさせていただきます。答弁は要りませんので、よろしくお願いいたします。

大桃委員長　ほかに質問はありませんか。

横山委員　　住安さんから非核平和都市宣言ということで、魚沼市の現状についてお話をいただき、それぞれ非核三原則でしょうか、いろいろとお話をいただきまして大変ありがとうございました。魚沼市としても、先ほど話がありましたように非核平和都市宣言が行われているということでありますし、核兵器の廃絶と世界平和の実現、これは誰もが望むこと

であります。

しかし現状として、日本を取り巻く安全保障であったり、近隣の国々を見ますと、世界情勢については非常に厳しいものがあると私は考えています。日本を守るためには、今現状を取り巻く安全保障のことを含めると国防についてのいろいろな議論を市民、国民等々で話をする中で、日本を守るための非核三原則を合わせた次の手が必要ではないかなと考えていますが、その点について住安さんのお考えをお願いをしたいと思っています。

住安参考人　　平和を求める気持ちはみんな同じだというお話がありました。それはそのとおりだと思うのですが、しかし、どうして平和を守っていくかということについてはまだまだいろいろ意見の相違があると思っています。

私の立場では、核兵器を持っていると安心だという前提は、やっぱり核兵器を持っていれば相手が怖がるから、攻められる可能性がなくなって平和が保たれるのだという考えはですね、これはやっぱり過去の歴史を見ると、弱い国が強大な力を持った国に刃向かって戦争を始めたなんていうことは幾らでもあるんですよ。第２次世界大戦の日本がまさにそうです。あのアメリカを相手に、誰が見たって戦争すれば負けるに決まっている相手に向かって戦争を始めるということになった。時と場合によってはあるわけです。ですから、核兵器がある限りはやっぱりそういう危険性というものは、どんなに強力な核兵器を持っていたとしても核戦争の危険はなくならない。なおさら、核兵器が多くなればなるほど人類の絶滅が近づくと、そういうものだと私は考えています。答えになるかどうか分かりませんが。

大桃委員長　　ほかにございませんか。（なし）ありませんので、これで請願者に対する質疑を終結します。原水爆禁止魚沼市協議会代表の住安孝夫様、傍聴席にお戻りください。ありがとうございました。

委員会を代表してお礼を申し上げます。請願について、丁寧な説明をいただき感謝をいたします。本委員会として、御意見を今後の委員会調査に生かしてまいりたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願者の趣旨説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、紹介議員であります高野甲子雄議員から、補足説明はありますか。

高野紹介議員　　魚沼市は非核平和都市宣言をしている市でもありますし、今年の広島・長崎平和祈念集会でも、将来については強い危機感を持っていると感じています。そういうこともありますので、ぜひこの請願についてはお通しいただくようにお願いをしたいと思います。

大桃委員長　　これから紹介議員に対する質疑を行いますが、質疑はございますか。（なし）質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。

続きまして、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。いかがでしょうか。（なし）質疑はなしと認めます。

森島委員　　委員長、ここで継続審査の動議を提出させていただきたいと思います。その理由は、今ほども冒頭で慎重にすべきだということで申し上げさせていただきました。その慎重の中にも、いろんな慎重があるように聞いておりますけれども、私なりの慎重さの中で、現時点で結論を急ぐより、今後の動向などを見極めた上で慎重に判断をするため、引き続き調査研究する必要性がありますので、委員会では継続審査をしていただきますようお願

いを申し上げます。以上、動議といたします。

大桃委員長　　ただいま、森島委員から継続審査の動議が提出されました。お諮りします。本件については、この動議のとおり継続審査とすることに、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

大桃委員長　　挙手多数と認めます。よって、本動議は可決されました。

請願第４号、非核三原則を将来にわたって堅持することを求める請願は、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

ここで一旦、休憩とさせていただきます。

休　　憩（10：42）

再　　開（10：55）

大桃委員長　　それでは休憩を解き、引き続き進めさせていただきます。

（２）議案第 83 号　　魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大桃委員長　　日程第２、議案第83号　魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　　ございません。

大桃委員長　　これより質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたらお願いします。

（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し採決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから議案第83号　魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）議案第 84 号　　魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

大桃委員長　　続きまして日程第３、議案第84号　魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はございませんか。

内田市長　　ありません。

大桃委員長　　これより質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

本案について討論を省略し採決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから議案第84号　魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（４）議案第 87 号　　市有財産の処分について（土地及び建物・堀之内地内）

大桃委員長　　日程第４、議案第 87 号　市有財産の処分について（土地及び建物・堀之内地内）を議題といたします。執行部から補足説明はございませんか。

内田市長　　ありません。

大桃委員長　　これより質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員　　１点だけ、処分価格についてでありますけれども、算定基準の計算式などによって算出されたものだと思いますが、長年利用されていたというお話ですので、特別価格とかそういったこともあり得るのか、１点だけ伺います。

桑原総務政策部長　　今回の売却価格の根拠でございますけれども、土地の評価額と建物の評価額を算出いたしまして、そこから解体費、これは見積りによるものでございますが、解体費を引いた額としてはじき出した金額を根拠としております。

こめたろう委員　　本件の市有財産については旧堀之内町が昭和 59 年に取得して、その後、今回の契約の相手方へ貸し付けてきたものと認識しております。そもそも、この当該財産を取得した経緯と貸付けを行ったことの目的や理由は、どういったものだったのでしょうか。

桑原総務政策部長　　これが昭和 42 年建築の建物だというところは承知をしておりまして、ただ当時の旧堀之内町が取得した経緯についての詳細は書類も残っておらず、また退職した職員等にも聞き取りをしたのですが詳細については不明でございました。

分かる範囲でお答えをさせていただきますと、今ほど申し上げたように昭和 42 年建築の建物でございまして、当時周辺地一帯を北日本ブロックという会社が所有していたことを確認しております。その後、昭和 59 年に北日本ブロックが周辺地一帯を県営関下住宅の建設用地、それからそのほかの民間住宅分譲地として、当時の堀之内町の土地開発公社を通して堀之内町が買収をしたということで確認をしております。

その中の一画として、当該建物のみ分譲売却ではなく、土地とともに中村バルブ製作所に貸し付けたといった経緯を確認をしているところでございます。

こめたろう委員　　過去の資料はないということでありました。ですので、分からないかもしれないのですけれども、そもそもの取得時の価格がもし分かれば教えていただきたいのと、現在の貸付料及び貸付けから現在までの累積の貸付料の収入の総額がもし分かれば、お伺いいたします。

桑原総務政策部長　　現在の契約に基づく価格でございますが、月額２万 7,520 円で貸し付けております。それで、当時の取得価額でございますが、1,013 万 5,000 円で取得をしたといった記録が残っております。

こめたろう委員　　最後にお願いします。今後も市が保有し続けるという選択肢もある中で、売却が望ましいと判断した理由をお示しください。

桑原総務政策部長　　所有権が市に残っている以上、建物に対する貸付責任が残りますし、あと維持管理に係るその後の最終的な処分、取壊しといったところも市の責任で行うことになります。そうした場合の負担のことを考えますと、売却したほうが有利だということで貸付けの相手方と協議を進めてきたところでありまして、今回このような処分にしたということでございます。

大桃委員長　　ほかに質問はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

本案について、討論を省略し採決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから議案第87号　市有財産の処分について（土地及び建物・堀之内地内）を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで本委員会に付託されました議案については以上となります。

（５）所管事務調査

①第５次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について

大桃委員長　　続きまして日程第５、所管事務調査についてを議題といたします。①第５次魚沼市男女共同参画推進計画の策定についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

五十嵐企画政策課長　　第５次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について説明いたします。資料につきましては、003のファイルを御覧ください。

第５次男女共同参画推進計画の策定におきましては、５月に策定の必要性と方針を説明し、６月に計画の概要を説明させていただいたところであります。このたびは計画案がまとまりましたので、この計画案について説明をいたします。

なお、第１章、計画の概要につきましては前回の説明からの変更と追加について、第２章計画の内容についてはそれぞれ重点目標ごとの要点について説明をさせていただきます。（資料「第５次魚沼市男女共同参画推進計画(案)」により説明）

最後に、今後の予定についてでありますが、今月25日から10月23日までパブリックコメントの募集を行います。その後、必要な調整を行った中で、年内をめどに計画策定を完了する予定でおります。説明は以上になります。

大桃委員長　　これから質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査するということで御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定されました。

②令和８年度総合防災訓練の実施について

大桃委員長　　次に、②令和８年度総合防災訓練の実施についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　　それでは、別添資料により御説明をいたします。004 のファイルをお開きいただきたいかと思います。

今年度の総合防災訓練につきましては、９月 27 日の日曜日に伊米ヶ崎小学校をメイン会場として実施する内容で計画をさせていただきました。訓練当日の想定災害については、台風接近に伴うレベル４の大雨危険警報とレベル４の土砂災害危険警報としております。

詳細につきましては、防災安全課長から説明をさせていただきます。

青柳防災安全課長　　それでは、私から防災訓練の実施について御説明いたします。（資料「魚沼市総合防災訓練の実施について」により説明）

当日の総合防災訓練の内容については以上となります。

なお、議員の皆様におかれましては、地元自治会の訓練に参加をいただき、お時間があれば各地のサブ会場の訓練、またメイン会場の訓練を見学いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。私からは以上です。

大桃委員長　　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員　　各自治会の自主訓練について伺います。これは強制ではないので、もちろんやらないところもあるとは思うのですけれども、水害の多い昨今、各自治会での訓練が非常に私は大事だと思います。私の自治会も、その日何もないような感じでありました。

強制でないので、どのように自治会長さんたちに案内をすればいいのかというのはちょっと私も分からないのですけれども、今のところ各自治会がどのような状況なのかというのはお分かりになりますでしょうか。前もってこういう訓練をするんだと、自治会の方々は市に何か提出するとか、そういったふうになっているのですかね。ちょっと分からないのですけど、その辺を伺います。

青柳防災安全課長　　まず、各自治会には今ほど申し上げましたとおり、訓練を行うという旨の通知は既に御案内をさせていただいておりますが、どういった訓練を行うかという各自治会からの報告につきましてはいただく予定にはしておりませんので、それぞれの各自治会がどのような形で訓練を行うかというのは申し訳ありませんが把握していない状況です。

星野委員　　ぜひ今後、その辺は報告していただくとか、近くの自治会は一生懸命やられているので、例えばこんなことをやっているというようなのをほかの自治会長さんたちにも提案していくというか、一つでも多くの自治会からこういった地域の避難訓練とか防災訓練してほしいなという思いでの発言なのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

青柳防災安全課長　　大事なことかと思いますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

大桃委員長　　ほかにございませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査するということで御異議ございませんか。（異議なし）異議なしということで、そのように決定いたしました。

③令和９年４月からの旅費制度について

大桃委員長　　次に、③令和９年４月からの旅費制度についてを議題といたします。本件につ

いて、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　　それでは、こちらも別添の資料により御説明をさせていただきます。005のファイルをお開きいただきたいと思います。

昨今のホテル宿泊費の高騰などによりまして、現行の旅費条例に規定する宿泊料が実勢価格とかけ離れておりまして、特に宿泊を伴う首都圏への出張についてはその差が大きく開いているといった実情がございます。こうしたことに加えまして、旅費支給に係る計算規定の簡素化と支給対象の見直しを図ることとして、国では令和７年４月１日から、また新潟県では令和８年４月１日から、それぞれ旅費制度の改正が行われております。こうした状況を踏まえまして、本市においても国、県の改正内容に合わせて旅費の支給制度を見直す中で、来年４月１日から施行することとして関係する条例等の改正に向けて現在準備を進めているということでございます。

詳細につきまして、資料を基に総務人事課長から説明をさせていただきます。

中村総務人事課長　　私から、それでは令和９年４月からの旅費制度について御説明を申し上げたいと思います。（資料「令和９年４月からの旅費制度について」により説明）

大桃委員長　　これから質疑を行いますが、本件は12月の定例会で提案予定がありますので、その辺をお含みいただいた上での質疑をお願いしたいと思います。質疑はございませんか。

森島委員　　何点かお聞かせ願いたいのですけれども、改正後は大体２倍になったということで、県内自治体は大体こういう数字でいかれるということですか。

中村総務人事課長　　まだ県内の自治体でも変えていないところもたくさんありまして、今私が知る限りでは３、４自治体が変えておりますが、ほぼ国の旅費制度に準拠した形で変更になっています。

森島委員　　私が分からないので聞かせてもらいたいのですけれども、この改正後の宿泊費が東京であれば２万7,000円、一般職２万1,000円、そして特別職と一般職が泊まった場合、これは上限つきの実費支給ということですけれども、例えばこの２万1,000円というのが一般職の上限と理解してよろしいですか。

中村総務人事課長　　お見込みのとおりです。

森島委員　　そうすると、一般職の方が例えば市長と出張に行ったときに、市長が２万7,000円のところへ行って、あと一般職は２万1,000円だとすると6,000円は自分で払わなきゃならないと理解していいですか。

中村総務人事課長　　これまでも市長随行につきましては、同じホテル等で泊まる場合は同じ料金で宿泊されておりますので、その辺は今委員がおっしゃられたとおりの制度ではなくて同じ料金で泊まれるような形になります。

森島委員　　そうしてもらわないと大変だなと思います。市長が泊まりで、職員が別のホテルで１キロもあるところに泊まっていたら意思疎通といいますか、仕事にならないと思いますので、そのようにしていただければと思っています。

それと、この都道府県の中で、先ほど大都市という表現をされていました。新潟市であれば政令都市ということになろうかと思うのですけれども、新潟県というのは新潟市だけではなくていろいろなところでも、埼玉や大阪、神奈川というふうに理解していいですよね。そこら辺の考え方は。

中村総務人事課長　　これも国の人事院規則において示されているものですので、そこの都道

府県、都道府県で決まっているということになります。

大桃委員長　　ほかにございませんか。（なし）これで質疑を終結します。本件につきましても、引き続き調査することで御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

④魚沼市空家等対策計画の改定について

大桃委員長　　次に、④魚沼市空家等対策計画の改定についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

浅井総務政策部副部長　　それでは、魚沼市空家等対策計画の改定について説明いたします。

（資料「魚沼市空家等対策計画の改定について」により説明）

大桃委員長　　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

こめたろう委員　　空き家の活用ということでございましたけれども、支援事業で平成28年から令和7年度までに48件の活用実績で定住促進に寄与したということでありました。一方で、平成27年から令和7年度までに取下げも26件あったということでしたけれども、そちらの主な理由というのはどのように把握されていますでしょうか。

浅井総務政策部副部長　　取下げの理由については様々あるのですけれども、空き家バンクに登録したけれどもなかなか買い手がつかなくて、やはり自分で解体しますということで解体した場合もあります。あと、空き家バンクに登録した物件なのですけれども、知人等が個人的に空き家バンクを通さずに買いたいという事例で、個人的に売買が成立したというような状況もあると聞いております。以上です。

こめたろう委員　　バンク以外で友人・知人等で成約したということであれば、空き家の活用になりますので結果的によかったのかなとは思いますけれども、いろいろ価格ですとか修繕費ですとか、相続等で条件が合わずに活用に至らなかったケースというのもあるのではないかなと考えております。そういったところをどのように今回の計画に反映していくのか、お答えをお願いします。

浅井総務政策部副部長　　先ほど申し上げたのですけれども、市に相談がある空き家というのがかなり古くて、なかなか活用できないような、しづらいものが多い状況であります。条件がいいものについては、この空き家バンクではなくて恐らく市内の不動産会社さんで直接管理されているのかなと考えております。

市の計画にこれをどう生かすかというところなのですけれども、先ほど説明しましたが、もうどうしようもないという状態になる前に相談してもらいたいということで、そういった意識づけをしていきたいなと考えております。

こめたろう委員　　理解しました。リフォームの実績が48件に対して成約が33件というのは、リフォームしたけれども買い手が実際にはつかなかったというところも15件ほどあるという認識でよろしいのでしょうか。

浅井総務政策部副部長　　先ほど空き家バンクの件数が、登録が74件で成約が33件という話と、リフォーム支援補助金を活用したのが48件という、そういう説明をさせてもらいましたが、このリフォーム支援補助金については空き家バンクの登録物件に限らず対象としているためそういった件数の差が生じているということになります。

大桃委員長　　ほかにございませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件につきましては、引き続き調査するということで御異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

（６）閉会中の所管事務等の調査について

大桃委員長　　日程第６、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。これに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛てに申し出を行うことと決定いたしました。

（７）その他

大桃委員長　　次に日程第７、その他についてであります。執行部から、ほかに報告事項等はございませんか。

内田市長　　ございません。

大桃委員長　　委員の皆さんから執行部に御意見、協議事項等はございませんでしょうか。（なし）なしと認めます。

これから委員の皆さんには報告事項がありますので、もう少しお時間を頂戴したいと思います。執行部の皆さんにつきましては、これにて退席を願いたいと思います。大変どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

〔執行部退席〕

・新年度予算に対する予算措置の希望について

大桃委員長　　それでは委員の皆さん、私から１点報告がありますのでお願いします。

新年度予算について、委員会として予算措置を希望したい案件等がありましたら、今月中に委員長まで申し出ていただきたいと思います。このいただいた要望につきましては、会派代表者会議、正副議長・委員長定例会議等で協議させていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

ほかになければ、本日の日程は全て終了させていただきました。本日の会議録等の作成につきましては、委員長に一任願います。本日の総務委員会はこれにて閉会とさせていただきます。

閉　　会（11：56）

総務委員会
委員長　大桃　俊彦